

# 福岡県公報

令和2年10月30日  
第148号

## 目次

### 告示(第805号-第815号)

○自衛官の募集	(市町村支援課)	1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく施術者の指定の辞退	(保護・援護課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
<b>公 告</b>		
○第49回採石業務管理者試験の合格発表	(工業保安課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(水田農業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	12
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会の開催	(警察本部生活保安課)	13

### 正 誤

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集(令和2年10月20日福岡県公 告)中正誤		14
--	--	----

## 告 示

### 福岡県告示第805号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士として採用する自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 募集種目  
一般曹候補生(陸上要員のみ)
- 募集期間  
令和2年11月2日(月)から令和2年11月24日(火)まで
- 受験資格

(1) 一般曹候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

各試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第1次試験

令和2年12月5日(土)

(2) 第2次試験

令和3年1月9日(土)～12日(火)の間のうち指定する1日

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島3-24-2 (福岡国道事務所隣) (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)

(電話 092-891-7941)	
久留米市諏訪野町2401 (旧九州農政局2階) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

各試験会場は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市小倉東1-61	自衛隊福岡病院
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町勝山上矢山字タヲノ浦970、974、977、1041、字別所河内973の14から973の17まで、990から993まで、994の1、994の2、995、996、999の3、1028、1055、1058、1082の3から1082の5まで、字堂床1030の1、字ツエヌケ1033、1056、字茗荷谷1049、1051、字御崎1063、1064、字小豆ヶ迫1066、1072、1073、1075、1077、1079、1081、字別所河内カゲ1083

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第807号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
社会医療法人共愛会戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2-5-1	令和2年11月1日から 令和5年10月31日まで
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	

福岡県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生108	高山泌尿器科五条クリニック	太宰府市五条一丁目18番35号	R2・6・1
筑紫生167	ちさと皮ふ科	筑紫野市大字永岡181-1	R2・7・1
糸島地生126	奥医院	糸島市志摩初41-1	R2・6・1
大川生95	木下総合歯科眼科	大川市大字上巻字蓮輪252-1	R2・5・27
大生458	春日クリニック	大牟田市青葉町31-11	R2・7・1
飯生339	なかしま内科・糖尿病・腎クリニック	飯塚市西町1-4	R2・6・1
京生143	たじり消化器・肝臓内科クリニック	京都郡苅田町神田町三丁目3-25	R2・6・1
宰生薬52	きらり薬局 五条店	太宰府市五条一丁目18-35	R2・6・1
筑紫生薬94	ふくだ薬局 針摺店	筑紫野市大字永岡174番2	R2・7・1

糸島地生薬73	ライズ薬局	糸島市二丈深江1783-1	R2・6・1
大川生薬28	調剤薬局ツルハドラッグ 江頭エーザイ店	大川市大字幡保157	R2・5・1
直生薬100	レリアン薬局	直方市大字下新入624-1	R2・5・1
京生薬77	まどか薬局	築上郡築上町大字築城 663番地	R2・6・1
筑生訪5	訪問看護ステーションつ なぐ	筑後市大字常用826番地 7	R2・6・1
朝倉生訪4	甘木病院訪問看護ステー ション	朝倉市屋永2295-2	R2・7・1
み生40	きくち胃腸科内科クリ ニック	みやま市瀬高町下庄2171 番地	R2・6・1
大生459	たくまクリニック	大牟田市大字久福木82- 1	R2・7・1
筑紫生菌89	医療法人白鈴会 浜坂歯 科医院	筑紫野市大字筑紫810番 地4	R2・6・1
宮生薬24	本城薬局	宮若市本城678-4	R2・8・1
宰生訪12	訪問看護ステーション 梅の里	太宰府市石坂一丁目21番 3号	R2・7・1
像生156	まつばら整形外科	宗像市宮田二丁目13-5	R2・9・10
大生460	村尾在宅クリニック	大牟田市古町1-1	R2・8・1
粕生402	須恵町ゆうろう内科クリ ニック	糟屋郡須恵町大字植木 477-40	R2・9・1
宰生菌53	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大佐野五丁目17 -1	R2・9・1
南筑後生菌10	はら歯科クリニック	八女郡広川町大字吉常 357番地1	R2・7・1
像生薬71	野間薬局宗像店	宗像市宮田二丁目96-1	R2・9・1
筑紫生薬95	花梨堂薬局	筑紫野市紫四丁目6-22	R2・8・1
朝倉生薬58	れんげ薬局	朝倉市甘木2431-4	R2・9・1
朝倉生薬59	めぐみ調剤薬局 病院前 来春店	朝倉市来春486-1	R2・8・1

大生薬199	手鎌薬局	大牟田市大字手鎌897	R2・9・1
宗遠生薬13	フタバ薬局 遠賀店	遠賀郡遠賀町松の本二丁 目19番地25号	R2・8・1
小生訪7	ナーシングスター訪問看 護ステーション	小郡市大保1226-3	R2・7・20
田川生訪30	ルピナス訪問看護ステー ション	田川郡添田町大字添田 1242-21	R2・8・1
行生訪17	ケアフル訪問看護リハビ リステーション	行橋市神田町6-29	R2・8・1

## 福岡県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野生133	なごみ診療所	大野城市乙金二丁目9-6	R2・3・31
糸島地生120	奥医院	糸島市志摩初41-1	R2・5・31
み生36	きくち胃腸科内科クリ ニック	みやま市瀬高町下庄2175	R2・5・31
大生228	木村外科医院	大牟田市大正町四丁目5 -8	R2・2・29
田地生118	医療法人 池尻診療所	田川郡川崎町大字池尻 884-1	R2・3・23
宮生21	医療法人緑光会 本城医 院	宮若市本城2278	H29・2・22

宗遠生12	齋藤シーサイド・レ ディースクリニック	遠賀郡芦屋町大字山鹿 852-57	R2・3・6
京生87	たじり整形外科・胃腸科 医院	京都郡苅田町神田町三丁 目3-25	R2・5・31
豊生80	医療法人薫陽会くろつち 整形外科クリニック	豊前市大字赤熊1359-3	R2・5・15
像生歯51	医療法人康和会アイ歯科 宗像	宗像市原町字六助274番 地	R2・3・31
大野生歯43	よしだ歯科医院	大野城市大字筒井一丁目 5-18	R2・5・31
粕生薬102	株式会社大賀薬局 博多 の森店	糟屋郡志免町別府西二丁 目23-4パークサンリヤ ン博多の森IV番館1F	R2・4・30
糸島地生薬50	ゆうゆう薬局 二丈店	糸島市二丈深江1783-1	R2・5・31
大川生薬20	江頭エーザイ薬局	大川市大字幡保157	R2・4・30
田川生薬8	三和調剤薬局	田川郡川崎町大字川崎 403-21	R2・3・31
飯生薬162	有限会社マイルド薬局	飯塚市鯉田620-2	R2・5・31
京生薬47	まどか薬局	築上郡築上町大字築城 663	R2・5・31
豊生薬26	小倉セントラル薬局 豊 前店	豊前市大字八屋1309-1	R2・6・20
行生薬62	株式会社 安部調剤薬局	行橋市大橋三丁目4-10	R2・5・7
田生訪14	暖家の丘 訪問看護ス テーション 彩	田川市大字位登108-1	H29・8・15
朝倉生3	西内科医院	朝倉市堤1603-2	R2・4・28
大生34	小林外科医院	大牟田市本町一丁目3- 2	R2・7・31
飯生169	医療法人鯉田診療所	飯塚市鯉田593	R2・5・31
飯生151	永山小児科医院	飯塚市西徳前9-24	R2・1・23
筑紫生歯19	濱坂歯科医院	筑紫野市大字筑紫810- 4	R2・5・31
糸島地生歯26	はんだ歯科医院	糸島市志摩初40-3	H31・3・31

田生訪21	田川新生病院 訪問看護 ステーション	田川市大字夏吉3638番地	R2・5・1
小生102	弥生ファミリークリニッ ク	小郡市上西鯉坂524番地	R2・5・31
南筑後生歯2	はら歯科クリニック	八女郡広川町大字吉常 357-1	R2・6・30
筑紫生歯35	花梨堂薬局	筑紫野市紫四丁目6-22	R2・7・31
朝倉生薬27	めぐみ調剤薬局 病院前 来春店	朝倉市来春486-1	R2・7・31
大生薬182	株式会社大賀薬局 大牟 田天領病院前店	大牟田市天領町一丁目17 -6	R2・7・31

## 福岡県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生309	亀山クリニック	栄光会ファミリー クリニック	糟屋郡志免町別府 二丁目2-1	R2・5・1
宮生26	中野医院	けいあいクリニッ ク	宮若市宮田4795	R2・4・1
大生273	牛草医院	牛草みずた内科ク リニック	大牟田市小浜町27 -18	R2・6・1
大川生歯 42	木下総合歯科醫院	木下総合歯科眼科	大川市大字上巻字 蓮輪252-1	R2・5・27

行生薬43	むらかみ調剤薬局	あべ調剤薬局	行橋市西宮市四丁目19番5号	R2・5・3
糸島地生27	医療法人舌間整形外科医院	舌間整形外科	糸島市潤三丁目8番1号	R2・7・1
南筑後生1	医療法人 泰久会横田病院	医療法人 繁桜会横田病院	八女郡広川町大字新代1428番地94	R2・4・1
大生273	牛草医院	牛草みずた内科クリニック	大牟田市小浜町27-18	R2・6・1
糸島地生歯41	医療法人誠心 ほりデンタルクリニックホワイトエッセンス	医療法人誠心ほりデンタルクリニック	糸島市神在1392-27	R2・6・1
嘉麻生薬28	すぎやま薬局 嘉麻店	すぎやま薬局 鴨生店	嘉麻市鴨生17-24	R2・7・10
春生歯58	春日かたやまこども歯科	パパママこども歯科	春日市岡本一丁目6	R2・7・17
北筑後生歯5	中村歯科医院	森山歯科クリニック	朝倉郡筑前町松延680番地2	R2・8・1
直生訪8	やすなが訪問看護ステーション	りふれる訪問看護ステーション	直方市知古一丁目6-1	R2・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生65	日野皮フ科医院	福津市中央三丁目10-6	福津市中央一丁目1-9	R2・6・1
大野生薬91	株式会社大賀薬局南ヶ丘店	大野城市南ヶ丘四丁目9-20	大野城市南ヶ丘四丁目3-20	R1・11・1
行生薬43	あべ調剤薬局	行橋市西宮市四丁目187-10	行橋市西宮市四丁目19番5号	R2・5・3
糸島地生27	舌間整形外科	糸島市前原東二丁目1-15	糸島市潤三丁目8番1号	R2・7・1
大川生薬21	東町調剤薬局	大川市大字榎津246番地6	大川市大字榎津246番地3	R2・7・6
み生薬17	うちはた薬局	山門郡瀬高町大字小川348-6	みやま市瀬高町小川348-	R2・5・15

			6	
田生訪28	訪問看護ステーション 優	田川市大字糺1969-9	田川市大字糺1916-9	R2・4・1
北筑後生歯5	森山歯科クリニック	朝倉郡筑前町篠隈355-2	朝倉郡筑前町松延680番地2	R2・8・1
筑紫地生薬1	博多南薬局	那珂川市中原二丁目118	那珂川市中原二丁目119	R2・7・25
南筑後生訪3	訪問看護ステーション はばたき	八女市広川町大字新代601-3	八女市吉田1540番地5	R2・5・1
柳生訪2	訪問看護ステーション 花水木	柳川市下宮永町624-8	柳川市下宮永町523番地1	R2・8・1
宗遠生訪7	小児の訪問看護ステーション にこり	遠賀郡岡垣町野間南3番23号	遠賀郡岡垣町野間三丁目4番24号	H29・9・1

## 福岡県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
中生マ6	河村 雄平	北九州市八幡西区東神原4-20	R2・6・17
直生柔47	山野 州康	北九州市八幡西区鉄王2-3-10	R2・6・1
小生柔42	新谷 瞳	糟屋郡志免町田富3-17-102	R2・6・1

大野生柔61	須藤 一弥	那珂川市中原4-100-1 サンドルフ博多南B 201	R 2・6・8
大野生柔62	古賀 達也	福岡市城南区南片江5-5-1-302	R 2・6・8
大野生柔63	細川 拓摩	福岡市南区大楠一丁目33-13-805	R 2・6・8
宰生柔58	中村 浩	太宰府市大佐野四丁目20-8 ホーブ花屋敷	R 2・5・13
宰生柔59	細川 拓摩	福岡市南区大楠一丁目33-13-805	R 2・3・10
宰生柔60	須藤 一弥	那珂川市中原4-100-1 サンドルフ博多南B 201	R 2・3・10
宰生柔61	猪口 卓	太宰府市国分三丁目1-13	R 2・6・17
福津生柔53	犬丸 まどか (あおぞら整骨院)	福津市内殿895-24	R 2・7・8
粕生柔200	尾崎 麻耶	福岡市西区捨六町2-12-35-302	R 2・6・9
宗遠生柔43	小里 翔哉	北九州市若松区塩屋3-31-19	R 2・5・7
宗遠生柔44	齋藤 かおる	福岡市博多区空港前三丁目3-27-202	R 2・4・27
大生はき17	織田 和真 (銀座鍼灸整骨院)	大牟田市下白川町二丁目157-3	R 2・7・1
飯生はき29	楠本 和敏 (南木堂鍼灸院)	飯塚市鯉田2439-39	R 2・6・10
中生はき7	河村 雄平	北九州市八幡西区東神原町4-20	R 2・6・17
筑紫生はき26	藤崎 一夫 (藤崎鍼灸マッサージ治療院)	筑紫野市二日市中央四丁目15-8	R 2・6・1
宰生はき4	熊谷 顕 (くまがい鍼灸治療院)	太宰府市朱雀二丁目26-26-105	R 2・5・7
粕生はき26	山下 将輝 (M A S A 鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町下府五丁目7-22-202	R 2・6・9

筑生マ239	成清 圭吾 (せいこついななおらす)	筑後市大字尾島121	R 2・7・28
飯生マ78	園田 圭太	飯塚市秋松367-1	R 2・7・1
飯生柔111	高井 健太	飯塚市相田843-2	R 2・7・1
柳生柔39	花崎 秀樹 (はなさき整骨院)	柳川市筑紫町400-1	R 2・7・22
筑生柔26	成清 圭吾 (せいこついななおらす)	筑後市大字尾島121	R 2・7・28
大野生柔64	三浦 菜摘	福岡市南区横手2-13-43-202	R 2・7・8
糸島地生柔66	立花 駿佑	福岡市西区下山門1-8-15-102	R 2・7・8
粕生柔201	山崎 裕斗	春日市松ヶ丘6-5-202	R 2・7・1
粕生柔202	後藤 蓮	大野城市月の浦3-3-6-404	R 2・7・1
粕生柔203	山崎 裕斗	春日市松ヶ丘6-5-202	R 2・7・1
宗遠生柔45	福田 健志 (さくら咲く整骨院本院)	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	R 2・7・1
飯生はき30	園田 圭太	飯塚市秋松367-1	R 2・7・1
小生はき11	指宿 翔太	小郡市大保1645-7	R 2・7・27
糸島地はき9	島谷 明	福岡市西区田尻1-15-6	R 2・7・31
田生マ43	原 辰哉 (訪問マッサージ辰)	田川市大字奈良231-10	R 2・7・31
田生マ44	會津 俊夫	直方市頓野808-5	R 2・7・14
中生マ7	敷田 光生	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目5-13	R 2・8・26
田川生マ67	石井 香	鞍手郡鞍手町中山2243-15	R 2・8・1
飯生柔112	田中 紫音	田川市伊田4504-1	R 2・7・20
田生柔78	緒方 啓亮	田川市大字弓削田2246-4	R 2・4・1

八女生柔41	原 佳広 (ばる整骨院)	八女市野楚722-1	R 2・8・21
宗遠生柔46	越智 淳一 (ハート鍼灸整骨院 岡垣院)	遠賀郡岡垣町鍋田一丁目2-15	R 2・8・21
中生はき8	敷田 光生	北九州市八幡西区茶屋の原二丁目5-13	R 2・8・26
小生はき12	有馬 嶺奈	筑紫野市二日市北7-9-8	R 2・8・17
宰生はき5	大塚 章生 (太宰府鍼灸治療院)	太宰府市五条二丁目1-17 コート15 101	R 2・9・1

**福岡県告示第812号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生柔33	西村 まどか	福津市内殿895-24	R 2・5・1
八女生柔33	原 佳広	八女市大島234-4	R 2・5・21
像生柔121	江上 晃弘	宗像市陸厳寺一丁目9-13-B204	R 2・4・1
宰生柔36	桑原 良和	広島県福山市木之庄町2-13-52-301	R 2・5・13
粕生156	吉村 優花	糟屋郡須恵町須恵165-92	R 2・4・1
嘉鞍生柔6	立石 世紀	大野城市若草二丁目17-25	R 2・4・2
大生はき2	織田 勝 (銀座鍼灸院)	大牟田市下白川町二丁目157-3	R 2・6・30

田生マ41	宮下 博之	田川市大字伊田4355-17	R 2・6・30
田生マ42	浦野 良治	田川郡赤村内田1210-6	R 2・7・31
嘉鞍生マ5	石井 香 (石井施術所)	鞍手郡鞍手町大字中山2243-15	R 2・5・31
飯生柔87	平田 英治 (いとうづの森整骨院 筑穂院)	飯塚市平塚294-1	R 2・6・30
柳生柔35	成清 圭吾 (寛和整骨院)	柳川市辻町19 江口ビル102号	R 2・7・27
大野生柔41	河津 純平	那珂川市片縄東1-19-22-402	R 2・6・30
大野生柔43	峯 裕馬	福岡市東区唐原4-2-16-313	R 2・6・30
大野生柔47	後藤 蓮	大野城市月の浦3-3-6-404	R 2・6・30
大野生柔47	山崎 裕斗	春日市松ヶ丘6-5-202	R 2・6・30
大野生柔56	吉並 伸一郎	大野城市錦町二丁目1-7-301	R 2・6・30
糸島地生柔65	勝山 洋輔	福岡市西区拾六町2-11-27-B	R 2・7・7
粕生柔188	肘井 隆昇	飯塚市相田1548	R 2・7・1
粕生柔189	宮平 直太	福岡市東区唐原4-8-6-306	R 2・7・1
宗遠生柔32	吉村 淳治	福岡市中央区福浜2-5-7-741	R 2・6・30
宗遠生柔37	松尾 教史	北九州市小倉北区熊本四丁目2-23-103	R 2・6・30
大川生柔29	平尾 幸一	久留米市三藩町清松521-1	R 2・5・31
京生柔42	田中 紫音	田川市伊田4504-1	R 2・7・20

**福岡県告示第813号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

氏名（名称）又は住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
像生はき8	平野 琢也（ひらの鍼灸整骨院） 宗像市日の里八丁目3-10	平野 琢也（ひらの鍼灸整骨院） 宗像市日の里八丁目3-10	H27・12・3
朝倉生柔5	秋吉 伸佑（秋吉整骨院） 朝倉市菩提寺491-1	秋吉 伸佑（秋吉整骨院） 朝倉市堤1592-4	H23・7・1

#### 福岡県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定の辞退年月日
柳生マ6	上村 和憲（訪問鍼灸マッサージげんき）	柳川市下宮永町1098-1-F	R2・6・3

#### 福岡県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	南良津宮田線	前	宮若市本城263番6先から 宮若市本城287番5先まで	6.9 ～ 14.6	68.0
			後	宮若市本城263番6先から 宮若市本城287番5先まで	9.8 ～ 14.6	

## 公 告

#### 公告

第49回採石業務管理者試験（令和2年10月9日実施）の合格者を次のように発表する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

4、6、9、14、15、16、27

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市久保字高田1205番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市久保1209番地

宮本 琢也

**公告**

農産物検査法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和 2 年 10 月 30 日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見募集期間

令和 2 年 10 月 30 日から令和 2 年 11 月 29 日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水田農業振興課に備え置きます。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 30 日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 届出年月日

令和 2 年 10 月 12 日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ライフガーデン新宮中央

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号	株式会社ハローデイ 代表取締役 加治 敬通 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番地の1	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方 宏司 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号	株式会社キタムラ 代表取締役 浜田 宏幸 高知県高知市本町四丁目1番16号
株式会社TGC 代表取締役 宮本 健一 福岡市博多区祇園町7番20号博多祇園センタープレイス10階	株式会社TGC 代表取締役 齊藤 誠 福岡市博多区祇園町7番20号博多祇園センタープレイス10階
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年10月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス前原店

(2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市、田川市、筑紫野市、古賀市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡新宮町	令和2年9月10日から 令和3年3月26日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区堀川町	令和2年10月2日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市全域	令和2年8月1日から 令和3年3月12日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区元町一丁目、元町二丁目、竹丘町一丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、昭南町一丁目	令和2年10月8日から 令和2年11月9日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量  
（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）  
（写真地図作成、地図情報レベル1000）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市全域	令和2年8月28日から 令和3年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年10月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市内	令和2年10月8日から 令和2年12月17日まで

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第238号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年10月30日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所
  - (1) 講習会の日時  
令和2年12月23日（水） 午前10時から午後5時までの間
  - (2) 講習会の場所  
福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室
  - (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者
  - (4) 受講可能人員  
20名
- 2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第239号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年10月30日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和2年12月4日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署

令和2年12月11日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
令和2年12月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署

### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第240号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年10月30日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年1月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年1月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

正 誤

発行年月日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
2.10.20	145	公 告		9		○	12		福岡県食品衛生法施行細則	福岡県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則